

# 一般社団法人山口県薬剤師会 定款施行規則

## 第1章 会費

(会費)

第1条 会費規程の定めた期日までに所属会員の会費を完納した場合、完納した地域又は職域の薬剤師会（以下「地域・職域薬剤師会」という。）に対し還付金を交付することができる。還付金の割合は、理事会の議を経て別に定める。

## 第2章 役員

(役員公告)

第2条 定款第27条の規定に基づいて選任された役員は本会の会報で公告する。

## 第3章 代議員

(代議員の定数)

第3条 定款第12条第2項の規定による各地域・職域薬剤師会毎の定数は、次の式により算出した人数（小数点以下第1位四捨五入）とする。

- 1  $1 + (50 - \text{地域・職域薬剤師会数}) \times \text{地域・職域正会員} / \text{全正会員数}$
- 2 前項の代議員定数を決定する地域・職域正会員数は前年の10月31日現在の定款第5条第1号の会員数とする。
- 3 代議員の定数の異動はその任期中は行わない。

## 第4章 地域・職域薬剤師会

(地域薬剤師会の名称及び管轄区域並びに職域薬剤師会の名称)

第4条 定款第5条に規定する地域薬剤師会の名称及び管轄区域並びに地域薬剤師会の名称は別表のとおりとする。

(地域・職域薬剤師会報告)

第5条 各地域・職域薬剤師会は会長及び副会長を決定したときは、本会会長に報告しなければならない。

(業務の委嘱)

第6条 各地域・職域薬剤師会会長は本会会長の委嘱業務について執行する。

## 第5章 職域部会および委員会

(職域部会)

第7条 定款第45条の規定に基づく職域部会は次のとおりとする。

- (1) 保険薬局部会
  - (2) 行政薬剤師部会
  - (3) 病院薬剤師部会
  - (4) 学校薬剤師部会
  - (5) 卸薬剤師部会
  - (6) 製薬部会
- 2 職域部会に役員として部会長1名、常任委員若干名を置く。
  - 3 保険薬局部会長及び学校薬剤師部会長は県薬会長が指名する。

(委員会)

第8条 定款第46条の規定に基づく委員会は理事会の議を経て、会長がこれを定める。

- 2 委員の任期は指名した会長の任期に準ずる。
- 3 委員会に委員長1名、副委員長1名を置く。
- 4 委員会で決定した事項は理事会の議を経て実施する。

### 附 則

- 1 この施行規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この施行規則は、平成25年7月1日から施行し、平成25年4月1日から適用する。
- 3 この施行規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 4 この施行規則は、令和3年2月18日から施行する。

別表（第4条関係）

地域薬剤師会の名称及び管轄区域表

地域薬剤師会名	管轄区域
岩国薬剤師会	岩国市・和木町
柳井薬剤師会	柳井市・田布施町・上関町・平生町・光市（旧 大和町）・周防大島町
光薬剤師会	光市（除：旧 大和町）
下松薬剤師会	下松市、周南市（旧 熊毛町）
徳山薬剤師会	周南市（旧 徳山市）

新南陽薬剤師会	周南市（旧 新南陽市、旧 鹿野町）
防府薬剤師会	防府市・山口市（旧 徳地町）
山口市薬剤師会	山口市（除：吉南地域・旧 徳地町）
吉南薬剤師会	山口市（旧 吉敷郡、旧 山口市南部地区）
宇部薬剤師会	宇部市（除：旧 楠町）
山陽小野田薬剤師会	山陽小野田市・宇部市（旧 楠町）
下関市薬剤師会	下関市
美祢薬剤師会	美祢市
長門薬剤師会	長門市
萩薬剤師会	萩市・阿武町

職域薬剤師会

山口県病院薬剤師会

山口県行政薬剤師会